

議案第 55 号

市長等の給料及び地域手当並びに教育長の給料及び地域手当並び  
に管理職員の給料の特例に関する条例の制定について

市長等の給料及び地域手当並びに教育長の給料及び地域手当並びに管理職員  
の給料の特例に関する条例を次のように定める。

平成 24 年 11 月 30 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市長等の給料及び地域手当並びに教育長の給料及び地域手当並び  
に管理職員の給料の特例に関する条例

(市長等の給料及び地域手当の特例)

第 1 条 平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間、市長、副市  
長及び常勤の監査委員に対しては、市川市特別職の職員の給与及び報酬並び  
に旅費及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年条例第 26 号。以下「特別職  
給与条例」という。)別表第 1 に規定する給料の月額から、市長及び副市長  
にあつてはその 100 分の 5 に相当する額(その額に 1 円未満の端数が生じ  
たときは、これを切り捨てた額)を、常勤の監査委員にあつてはその 100  
分の 3 に相当する額(その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り  
捨てた額)を減じた額を、それぞれ給料として支給する。

2 前項の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間、  
市長、副市長及び常勤の監査委員に対して支給する特別職給与条例第 3 条  
第 2 項に規定する地域手当について準用する。この場合において、前項中  
「減じた額」とあるのは「減じて得た額に 100 分の 10 を乗じた額」と、

「給料として」とあるのは「地域手当として」と読み替えるものとする。

(教育長の給料及び地域手当の特例)

第2条 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間、教育長に対しては、市川市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和32年条例第12号。以下「教育長給与条例」という。）第2条第2項に規定する給料の月額から、その100分の3に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額を給料として支給する。

2 前項の規定は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間、教育長に対して支給する教育長給与条例第2条第1項に規定する地域手当について準用する。この場合において、前項中「減じた額を給料」とあるのは、「減じた額に扶養手当の月額を加えて得た額に100分の10を乗じた額を地域手当」と読み替えるものとする。

(特定管理職員以外の管理職員の給料の特例)

第3条 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間、管理職員（市川市一般職員の給与に関する条例（昭和26年条例第22号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第1号に規定する一般給料表、同項第4号イに規定する医療職給料表（二）又は同号ウに規定する医療職給料表（三）の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が、当該一般給料表の適用を受けるものにあつては6級以上である者、当該医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）の適用を受けるものにあつては4級である者をいう。以下同じ。）のうち、給与条例附則第4項の規定により給与が減額される管理職員（以下「特定管理職員」という。）以外の管理職員（以下「特定管理職員以外の管理職員」という。）に対しては、給料月額（市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年条例第54号。以下「平成18年一部改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定による給料を含み、当該特定管理職員以外の管理職員が給与条例第13条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項の規定により半額を減ぜられた給料月額（平成18年一部改正条例附則第6項から

第8項までの規定による給料を含む。)をいう。以下この条において同じ。)から、当該給料月額に100分の2を乗じて得た額を減じた額を給料として支給する。

2 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間、特定管理職員以外の管理職員のうち給与条例第13条第3項から第6項までの規定により給与を支給される者に対しては、次の各号に掲げる規定で定める給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減じた額を給与として支給する。

(1) 給与条例第13条第3項 給料月額に100分の2を乗じて得た額

(2) 給与条例第13条第4項又は第5項 給料月額に100分の2を乗じて得た額に100分の80を乗じて得た額

(3) 給与条例第13条第6項 給料月額に100分の2を乗じて得た額に、同項の規定により当該特定管理職員以外の管理職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 前2項に規定するもののほか、管理職員以外の者が月の初日以外の日に特定管理職員以外の管理職員となった場合におけるこれらの項の減ずる額の計算その他これらの項の規定の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

4 第1項の規定により給与が減ぜられて支給される特定管理職員以外の管理職員についての給与条例第13条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第23条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た時間から8時間を超えない範囲内において規則で定める時間に当該年度の市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和55年条例第1号)第5条に規定する休日(その日が週休日であるときは、その日を除く。)の日数を乗じて得た時間を減じて得た時間で除して得た額に100分の2を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間、特定管理職員以外の管理職員が地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第

110号)第19条第1項の規定による部分休業の承認(以下「部分休業の承認」という。)を受けて勤務しない場合における市川市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第7号)第10条の規定の適用については、同条中「給与条例第23条」とあるのは、「市長等の給料及び地域手当並びに教育長の給料及び地域手当並びに管理職員の給料の特例に関する条例(平成24年条例第 号)第3条第4項」とする。

- 6 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間、特定管理職員以外の管理職員が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認(以下「修学部分休業の承認」という。)を受けて勤務しない場合の市川市職員の修学部分休業に関する条例(平成24年条例第33号)第8条の規定の適用については、同条中「同条例第23条」とあるのは、「市長等の給料及び地域手当並びに教育長の給料及び地域手当並びに管理職員の給料の特例に関する条例(平成24年条例第 号)第3条第4項」とする。

(特定管理職員の給料の特例)

- 第4条 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間における特定管理職員に係る給与条例附則第4項から第6項まで及び平成18年一部改正条例附則第6項の規定の適用については、給与条例附則第4項第1号中「100分の1.5」とあるのは「100分の2」と、「100分の98.5」とあるのは「100分の98」と、同項第5号ア中「前各号」とあるのは「市長等の給料及び地域手当並びに教育長の給料及び地域手当並びに管理職員の給料の特例に関する条例(平成24年条例第 号。以下「市長等の給料等の特例条例」という。)第4条第1項の規定により読み替えて適用する第1号(以下「読替え後の第1号」という。)及び第2号から第4号まで」と、同号イ中「第1号から第3号まで」とあるのは「読替え後の第1号並びに第2号及び第3号」と、同号ウ中「第1号及び第2号」とあるのは「読替え後の第1号及び第2号」と、給与条例附則第5項中「前項」とあるのは「市長等の給料等の特例条例第4条第1項の規定により読み替えて適用する前項」と、「特定

職員」とあるのは「特定管理職員」と、給与条例附則第6項中「附則第4項」とあるのは「市長等の給料等の特例条例第4条第1項の規定により読み替えて適用する附則第4項」と、「100分の1.5」とあるのは「100分の2」と、平成18年一部改正条例附則第6項中「100分の98.5」とあるのは「100分の98」とする。

- 2 前条第5項の規定は特定管理職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合について、同条第6項の規定は特定管理職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合について準用する。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

## 理 由

現下の厳しい財政状況を踏まえ、市長等の給料及び地域手当を２年間減額するとともに、職員の給与水準の適正化を図るため管理職員の給料を２年間減額する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。